

## 2021(令和3)年度10月委員会

- 配布資料
1. 2021(令和3)11月、12月予定表
  2. (会長) 10月役員会記録(2021.10.19)
  3. (総務) 今後のスケジュール(総務部)
  - 4-1 (地交) マルシェ in 荻窪地域区民センター(10/31)作業手順
  - 4-2 (地交) 地域ふれあいアフタヌーンコンサート(11/6)の実施について
  5. (事企) 防災フォーラム(12/5)進捗状況に
  - 6-1 (広報) わたしのおぎくぼ No. 354 レイアウト案
  - 6-2 (広報) 「わたしのおぎくぼ」町会配布リスト(令和3年10月22日現在)
  - 6-3 (広報) 「わたしのおぎくぼ」学校配布先に都立荻窪高校を追加する件
  7. (事務局) 講座メール申込み契約等について

### 1. 報告

- 1-1. 会長: Zoom使用の拡張に関してソノリテ社センター内検分関係(10/19)
- 1-2. 総務部: 中間監査(10/19)報告について  
クリーン大作戦(11/9)(雨天の場合-11/16)、館内研修(12/21)、  
地域懇談会(2/5)、地域交流会(3/5)について
- 1-3. 地域交流部: マルシェ in 荻窪地域区民センター、アフタヌーンコンサート  
について
- 1-4. 事業企画部: 防災フォーラム進捗状況について
- 1-5. 広報部: わたしのおぎくぼ No. 354、広報七館連絡会(11/10)について
- 1-6. 道の愛称 p:
- 1-7. 荻窪の記憶 p: パネル展示「荻窪の記憶IV 清水・桃井・今川の歴史」  
(12/11~R4.1/30 郷土博物館分館にて)
- 1-8. こみゆに亭 p:
- 1-9. 事務局: 講座メール申込み契約について
- 1-10. その他:

### 2. 協議

- 2-1. (会長)
- 2-2. (総務) 協議会委員追加募集について
- 2-3. (地交)
- 2-4. (事企)
- 2-5. (広報) わたしのおぎくぼ配布(上荻親和会、40部、OB南さんよりの要望)  
(荻窪高校、561部、OB檜枝さんよりの要望)について
- 2-6. (事務局)
- 2-7.
- 2-8.

### 3. 事務局から

### 4. その他



## 2021年11月予定

		午前	昼休み	午後
1	月			
2	火	部会10:00～ 第1・2集会室		
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			<地域交流部> 萬 地域ふれあいアフタヌーンコンサート 13:30～15:00 1Fロビー
7	日			<事業企画部> 恵羅 災害情報で命を守る 講師：田中淳 13:30～15:30 第1・2集会室
8	月	(休館日)		
9	火	部会10:00～ 第1・2集会室 クリーン大作戦 11:00～ 荻外荘通り		
10	水	広報七館連絡会10:00～ 第1・2集会室		
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	部会10:00～ 第1・2集会室 ◎「区広報紙」1/15号原稿事務局へ切		
17	水			
18	木			
19	金			
20	土	(館内整理日)		
21	日			
22	月	(休館日) ◎「区広報紙」12/15号校正日		
23	火	勤労感謝の日		
24	水	部会10:00～ 第1・2集会室		<総務部> 大矢 役員会 13:00～、打合せ室
25	木			
26	金			
27	土			<事業企画部> 染谷 荻窪健康サロンin荻窪地域区民センター 13:00～15:30
28	日			<事業企画部> 染谷 秋を楽しむ木の実工作教室 講師：山室京子 13:00～15:00 工芸室
29	月			
30	火	部会10:00～ 第1・2集会室 広報紙「わたしのおぎくぼ」No. 354 12月1月号発行・配布		<総務部> 大矢 委員会 13:00～、第1・2集会室
		午前	昼休み	午後

資料 1

# 2021年12月予定

		午前	昼休み	午後
1	水			
2	木			
3	金	<事業企画部>熊谷 背骨を整えよう!腰痛スッキリ体操 講師:高橋晃史 9:30~11:30 体育室		
4	土			<事業企画部>染谷、恵羅 防災フォーラム前日準備 13:00~ 全館
5	日	<事業企画部>染谷、恵羅 防災フォーラム 10:00~15:30 全館 15:30~ 片付け		
6	月			
7	火	部会10:00~	第1・2集会室	
8	水			
9	木			
10	金	<事業企画部>熊谷 背骨を整えよう!腰痛スッキリ体操 講師:高橋晃史 9:30~11:30 体育室		
11	土			
12	日			<事業企画部>染谷 荻窪寄席 講師:金原亭馬玉、翁家和助 14:00~16:00 第1・第2集会室
13	月	(休館日)		
14	火	部会10:00~	第1・2集会室	<総務部>大矢 役員会 13:00~、打合せ室
15	水			
16	木			
17	金	◎「区広報紙」1/15号校正日 <事業企画部>熊谷 背骨を整えよう!腰痛スッキリ体操 講師:高橋晃史 9:30~11:30 体育室		
18	土			
19	日			
20	月	(館内整理日)		
21	火	部会10:00~	第1・2集会室	<総務部>大矢 館内研修 13:00~、第1・2集会室 委員会 14:00~、第1・2集会室
22	水			
23	木			
24	日			
25	土			
26	日			
27	月	(休館日)		
28	火	(休館日)		
29	水	(休館日)		
30	木	(休館日)		
31	金	(休館日)		
		午前	昼休み	午後

## 2021（令和3）年度10月役員会記録

# 資料 2

文責（茂木）

日時：2021年10月19日（火）13時～14時30分

場所：打合せ室

出席者：茂木会長（記録）、萬副会長・地域交流部長、惠羅副会長・事業企画部長、大矢総務部長、横尾広報部長、桑山会計監事；吉川事務局長、岩井事務局員、鈴木事務局員

- 資料
1. 2021（令和3）年、11月、12月予定表
  2. （会長）
  3. （総務）地域懇談会（2/5）たたき台資料
  4. （地交）マルシェ in 荻窪地域区民センター（10/31）作業手順について
  5. （事企）防災フォーラム（12/5）進捗状況について
  - 6-1（広報）わたしのおぎくぼ No.354 レイアウト案について
  - 6-2（広報）館外研修報告（協議会ホームページ）
  - 6-3（広報）「わたしのおぎくぼ」町会配布リスト（令和3年9月6日現在）
  - 6-4（広報）「わたしのおぎくぼ」荻窪高校配布要望メールについて
  7. （事務局）ホームページSSL化及び講座メール申込み関連改修化契約について

### 1. 報告

- 1-1.（会長）：Zoom使用の拡張に関してソノリテ社センター内検分関係（10/19、昼）  
防災フォーラム時の対応を優先し、WiFiほか具体案を早急に出してもらおう
- 1-2.（総務）：クリーン大作戦（11/9）（雨天の場合－11/16）、  
館内研修（12/21 13時－14時 「荻窪の記憶IV」12月委員会前）について
- 1-3.（地交）：マルシェ in 荻窪地域区民センター、アフタヌーンコンサートについて  
業務分担と詳細な手順の報告
- 1-4.（事企）：実施の講座予定、防災フォーラム進捗状況について
- 1-5.（広報）：わたしのおぎくぼ No.354、広報七館連絡会（11/10）について
- 1-6. 道の愛称 p：
- 1-7. 荻窪の記憶 p：パネル展示「荻窪の記憶IV 清水・桃井・今川の歴史」  
（12/11～R4.1/30 郷土博物館分館にて）
- 1-8. こみゆに亭 p：
- 1-9.（事務局）：ホームページSSL化及び講座メール申込み関連改修化契約進捗報告
- 1-10. その他：

### 2. 協議

- 2-1.（会長）
- 2-2.（総務）・地域懇談会（2月5日）のテーマ案（コロナ禍に関わる心のケア問題：講演は有益と思われるが、グループ討議になじむか疑問、全体に再検討へ）  
・協議会委員追加募集を具体化する

2-3. (地交)

2-4. (事企)

2-5. (広報) わたおぎ配布 (上荻親和会、40部、OB南さんよりの要望)

(荻窪高校、561部、OB檜枝さんよりの要望) について

留意事項として制度面、予算面、委員の手間があるが、できれば実現したと  
いうことで合意。横尾部長が荻窪高校に接触して調整予定。

2-6. (事務局)

3. 事務局から

4. その他

**今後のスケジュール（総務部）****○ クリーン大作戦**

日 時：令和3年11月9日（火） 11時～（1時間程度）

※雨天：11月16日（火）に順延

場 所：荻外荘通り（2班に分かれて清掃します）

持ち物：協議会ベスト、軍手等

**○ 館内研修**

日 時：令和3年12月21日（火） 13時～14時（委員会前）

場 所：第1・第2集会室

「荻窪の記憶Ⅳ」 清水・桃井・今川の歴史 について

講 師：松井 和夫（荻窪の記憶プロジェクト サポーター）

**○ 地域懇談会**

日時：令和4年2月5日（土） 午後

**○ 地域交流会「こみゆに亭カフェ」**

日時：令和4年3月5日（土） 午後





マルシェ in 荻窪地域区民センター作業手順表 10月30日(土)～31日(日)①

場所1F	内容	現況・復元	マルシェ仕上がり	調達先	作業		備考
					どんまい工房	協議会	
1班 エントランス (香取) (恵羅)	外 受付		B1サイズパネル(館内案内図) B1サイズパネル(チラシ拡大) 長机3 丸椅子5 筆記具 消毒液 遮蔽版 ビニール手袋 受付、最後尾POP	B1サイズパネル2 →B2 長机3→B2 丸椅子5→B2 その他部会室他	受付:マルシェ仕上がり状態に設置し、案内表示を張り確認後備考の状態に	1班:必要器材を設置し、外の器材はロビーに置き翌朝定位置に設置、作業終了後来場者の密防止ライン引き	
	出入口	×	入口出口区分帯 黄色帯	ロビー	分離帯おひは2班と確認し設置		
	中アングメント		長机1 丸椅子2	長机1→B2 丸椅子2→B2	花や木下の長机、丸椅子はロビーに置いておき、当日表に出す		
	外 花や木下		長机1丸椅子3	長机1→B2 丸椅子3→B2			

1班:香取 恵羅 松崎 杉原 (伊藤31日早期離席) (OB丹羽 伊藤節)

場所	内容	現況・復元	マルシェ仕上がり	調達先	作業		備考
					どんまい工房	協議会	
2班 ロビー (影山)	新鮮野菜	(入口左右) 長机2 丸椅子7 椅子5 (車椅子2)	大パネル1+柱2 長机3 丸椅子5 消毒液 計算機 つり 銭トレイ ビニール手袋 各種、 価格POP(杉並産新鮮野菜)	大パネル、柱2 →B2 長机3→ロビー 丸椅子5→ロビー その他→部会室 他	商品札貼付 ロビー内既存器材 定位置に 長机6→野菜3 業者3 (低机→3) 丸椅子11 POP類他→部会室	2班:ドンマイの重量物移動後、必要器材を定位置に設置し、終了後各売り場のライン引き	
	ぶくぶく	(受付前) 長机5 (休憩4+コピ前1) 丸椅子6	長机1 丸椅子2 遮蔽版手袋 POP(業者準備)	現況未使用器材 →端に寄せる 大パネル1→B2 パネル用柱2→ B2			
	どんまい		長机1 丸椅子2 遮蔽版手袋 POP(業者準備)	窓側のポードロ ビー用品及び本 棚類の隅への移 動			
	栄太楼		長机1丸椅子2 遮蔽版手袋 POP(業者準備)	長机1→ロビー 低机1(荷物用) →談話室から 丸椅子2→ロ ビー 長机1→ロビー 低机1(荷物用) →談話室から 丸椅子2→ロ ビー			

2班:影山 船津 菊野 横尾 (桑山 30日のみ) (OB加藤) 応援JA志賀 生産者小野 生産者栗原 佐々木(区職員)

マルシェ in 荻窪地域区民センター作業手順表

10月30(土)～31日(日)②

場所・1F	内容	現状・復元	マルシェ仕上がり	調達先	作業		備考
					どんまい工房	協議会	
3班 談話室 (杉浦) (東海林)	協議会 ハロイン撮 影コーナー	低机12椅子13	半パネル1(広告) 長机1(土産置き) 扇機1(かぼちゃ) 椅子13 イーゼル1(DP) 消毒液	半パネル1→B2 長机1→B2 扇機1→B2	半パネル1→B2 長机1→B2 扇機1→B2	談話室の低机3を ロビーへ(3業者補 充物置き台として) 低机1または扇機 はかぼちやDP用 残は託児室側にま とめる 既存椅子はハロウ イン撮影の待ち席	3班:設置作業後、 撮影コーナーの飾りつけをフクロー

3班: 杉浦 東海林 大矢 本田 (茂木 開催時は全体管理) (OB檜枝)							
4班 外 裏 (上田) (染谷)	苗木配布	×	大テント1 半パネル1 長机3 丸椅子7 消毒液 遮蔽版 募金箱 苗木写真看板2 配布苗木POP2 密防止POP2 出口専用看板1	大テント1→B2半 パネル→B2 長机3→B2 丸椅子7→B2 看板3→(苗木2 出口1)	大テント1 半パネル1 長机3 丸椅子7 看板3(苗木、出 口)	募金箱→ポラン テニア室 半パネル募金POP 貼付 出口看板設置 苗木写真看板設置 他 消毒液→部会室 遮蔽	4班:設置終了後、密防止ライン引き(エント ランス・苗木) *苗木は金曜日に入荷予定、公園に、フ ルーシートをかけて保安全しておく

4班:上田 染谷 熊谷 西村 堀川

(OB宇田川 萩原)

萬:総括 大パネルDP仕上げ等

総合:萬 茂木 横尾 (当日)

ポンプ工工房がB2倉庫から搬出するもの

B1サインSDP用パネル2 180cm大パネル1と柱2(野菜売り場) 長机9(受付3、フックシート1、花や1 ハロイン1 苗木3)  
半パネル2(ハロイン1、苗木1) 扇機1(ハロイン) 丸椅子17(受付5 フックシート2 花や3 苗木7) 看板3

令和3年10月26日(委員会資料)

**地域ふれあいアフタヌーンコンサートの実施について**

第34回荻窪音楽祭(11/4~7)に連動し、恒例の自主企画演奏会「地域ふれあいアフタヌーンコンサート」を下記のとおり実施する

1. 日時：令和3年11月6日 13:30~15:00
2. 場所：区民センター談話室
3. 来場者：定員40名 (往復はがき抽選の当選者)
4. 出演者：
  - (1) ピアノとバイオリンのコラボレーション演奏 13:30~14:15
    - ・ピアノ：江口純子 バイオリン：吉久亜紀
    - ・演奏曲：愛のあいさつ (エルガー) チャルダッシュ (モンティ)  
I Got Rhythm(ガーシュウィン) 映画メドレー 他
  - (2) 都立杉並高校 吹奏楽部 14:20~15:00
    - ・アンサンブル5組
    - ・演奏曲：フルート4重奏 星に願いを フルート4重奏アンダーザシー  
クラリネット4重奏 パート オブ ユア ワールド  
サクソ4重奏 生まれて初めて  
サクソ4重奏 故郷の空 in Swing
5. 今年の特徴：クラシック演奏に限定せず、ポピュラーな映画音楽、弾き語りなど幅広くだれでも楽しめる音楽会とした。
6. コロナ対応：
  - (1) 当選来場者：受付で検温、手指消毒 不織布マスクでの来場を依頼
  - (2) 会場：幕間及び演奏中間で、扇風機での風送りと扉明け実施
7. 実行委員：地交部6名 総務(大矢、船津) 事業企画(恵羅、堀川) 広報(西村)  
【実行委員会：11月2日(火) 11:30~12:30 第2集会室】

以上



## 防災フォーラムに関する進捗状況について

令和3年10月5日に、荻窪及び西荻地域区民センター実行委員による第2回防災フォーラム合同実行委員会を荻窪地域区民センター第1・2集会室で開催し、下記の進捗状況を確認したものである。

## 1. 進捗状況

- (1) 開催通知・アンケートの送付 町会 連合会における説明・配布、郵送などにより完了。
- (2) 講演 杉並区ボランティアセンター坂西千笑氏、杉並区防災課及川美咲氏に依頼済み。  
10月中旬に状況を確認する。

## (3) 実施事業

## ① 防災体験

- ・すぎなみ栄養と食の会 2F 料理室で午前と午後の部で実施。その場で調理・試食  
※コロナ感染状況により解説のみとする場合もあることを確認。
- ・SSV 2F 工作室、第6・7集会室で展示(10月16日にSSVと調整)
- ・体育室を震災救援所に見立て、様々な具体的展示など  
防災課に段ボールベッド、仕切りなどを依頼。今後、詳細を確認。

## ② 一般区民を対象とする事業

- ・防災関連のパネル展示・画像放映 テレビ設置し放映(モニター・DVD稼働確認が必要)
- ・防災クイズ 石井氏と10月6日打合せ予定
- ・ライフライン関係のチラシの配布および災害時の対応説明など

## (4) 検討・確認事項

## ① 参加者数の調整について

- ・町会・防災会・震災救援所の皆様から多数の参加連絡を頂いた場合には、人数調整後、各団体に連絡し、人数削減などを依頼する。

## ② コロナ感染対策 定員管理・連絡先把握・出入口での制限など行う

- ※名札を用いた入場者の特定を行う。

## ③ 記念品 アンケート回答者に缶詰パンなどを配布(350円×120~130件分)

- ※アンケート内容は、これまでのものを参考に作成することとする。

## 3. レイアウト レイアウト図面をもって各階について配置を協議する。

1階 催しの内容を基礎にして、動線、追加展示などを協議。

2階 第1・2集会室には、案内を送付している方を優先。

第4・5集会室に誘導した方と情報交換を行う為、プロジェクター・ZOOMを活用。

第6または7集会室で動物相談のコーナーを設ける

※展示スペースなどの詳細は、今後決めていくこととする。

## 4. 準備作業手順・当日の予定・役割・手順

前日・当日の予定・役割等の概要が示され、作業グループの班ごとに作業分担を決め、スケジュール化し、時間毎に何の作業をするなど詳細な手順書の作成することについて確認。

## 5. アンケートの集計

アンケート結果の傾向、協議するテーマ等、各協議会で集計し、荻窪を中心に全体を集約。

## 6. 今後のスケジュール

- ・第3回防災フォーラム合同実行委員会

令和3年11月2日(火)午後1時 荻窪地域区民センター 第1・2集会室

- ・第4回防災フォーラム合同実行委員会

令和3年11月30日(火)午後3時30分 荻窪地域区民センター 第1・2集会室



広報誌「わたしのおぎくぼ」 町会配布先リスト(令和3年10月22日現在)  
 すべて印刷会社より直送納入分

訂正の場合は赤字訂正

資料6-2

	町会名	代表者名(敬称略)	部数	受領印
1	天沼一丁目会	浅倉 恭子 (会長は茂木 遵子)	100	
2	天沼二丁目町会	白井 弘 (会長は横山 重男)	60	
3	天沼二丁目三よし会	酒井 トヨコ (会長は土屋 光久)	60	5/7配布先変更 5/24会長名変更
4	天沼尚和会	大村 寛達 (会長は鹿野 修二)	65	
5	天沼三丁目西町会	薄井 月子 (会長は中川 晴夫)	56	
6	天沼三丁目あかるい町会	斎藤 敬子	36	7/17配布先変更
7	本天沼東町会	丸山 陽子 (会長は石原 力)	110	7/17配布先変更
8	本天沼西町会	田中 載枝	282	5/17配布先変更
9	松溪自治会	恵羅 博	11	5/12部数変更
10	西田自治会	原 静夫	200	7/17配布先変更
11	シャレール荻窪自治会	水川 怜子 (会長は塩出 泉)	20	*地域課HPでは2 となっているが必 要との要請あり
12	西田町会	堤 一男	75	
13	荻窪川南町会	徳田 雍子 (樽松 幸代)	90	
14	荻窪東町会	箱田 裕	130	6/28会長名変更、5/7配布先変更
15	荻窪五丁目町会	若林 宗秋	100	
16	荻窪中央町会	鈴木 壽美	120	
17	神明町文化会	光田 稔	30	*地域課HPでは 100となっている が、30に変更との 連絡あり
18	南荻窪会	大林 秀雄	100	
19	荻窪白山親和会	神谷 文明 (会長は今村富美枝)	60	5/12配布先変更
20	清和会	二見 清	130	
21	沓掛いづみ会	井口 俊夫	170	
22	宮前三丁目会	小泉 嘉也	200	
23	高井戸東四丁目町会	渡辺 和紀	110	
24	上荻新和会	南 秀朗 (会長は片岡省吾)	40	※協議会のエリア 外ではあるが、OB 南さんより要請あり
			2355	

\* 個人情報につき取扱い注意。目的以外での使用厳禁





# 資料6-3

## わたしのおぎくぼ学校配布先に都立荻窪高校を追加する件

### 《経緯》

#### ● 檜枝前会長からの依頼事項

檜枝前会長・加藤前会計監事のお二人が、杉並区教育委員会主催の「すぎなみ大人塾荻窪コース」の関係で、10月14日に東京都教育委員会の方2名と一緒に都立荻窪高校を訪問し、先方延味副校長と面談し、地域との連携について話をしていたところ、席上、わたしのおぎくぼの全校配布の話が出た。翌日(10月15日)、延味副校長から檜枝さん宛メール添付で(4年次×8組=32クラス、561名)のクラス別人数表が送られてきた。その翌日(10月16日)にセンターにいた横尾に檜枝さんから「荻窪高校に『わたしのおぎくぼ』の全校配布が出来ないか?」との打診があった。

#### ● 役員会への提案

発行数10,000部では最近不足気味になっていることに加え、南前委員から上荻親和会役員会に他の町会同様ルートでの40部の追加依頼があり、荻窪高校を対応するには増刷が不可避と判断し、事務局から昇進写植に11,000部(1,000部増刷)の見積りをとっていただき、コストUPが少額であることを確認の上、10月19日役員会に「わたおぎの荻窪高校全校配布」を提案したところ、概ね了解を得た。

#### ● 10月20日延味副校長と横尾の打合せ内容

先方の延味副校長と横尾は「わたしのおぎくぼ」No.354開始の連載『近隣の高等学校訪問』の事前打合せで面識あり。早速10月20日に訪問し、「クラス毎の人数に仕分けする必要があるのか?」などを打診したところ、2F職員室内のレター棚の前に連れていかれて「職員がクラス毎の数量に分けて入れる必要があります」とのこと。既存の小中学校9校と同様に、我々協議会員が事前にクラス分けの作業をし、納品するしかなさそうな感触でした。生徒人数(4年次×8組=32クラス)561部と、教員+予備(教職員は常勤が60名と講師が40名程度)100部の合計661部を納品することで合意しました。

### 《提案事項》

- ・「わたしのおぎくぼ」を増刷：No.354 11月30日(火)納品分から1,000部増刷し、11,000部とする
- ・新たな配布先として下記荻窪高校661部と上荻親和会役員会40部を追加する

### 《荻窪高校 No.354 令和3年11月配布より開始予定》

学校	学年	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	小計	計
荻窪高校 11月から	1年次	17	18	18	18	17	17	10	11	126	661
	2年次	30	30	30	28	29	29	16	16	208	
	3年次	30	27	25	22	26	28	10	9	177	
	4年次以上	7	3	5	13	8	1	7	6	50	
	教員+予備	教職員(講師含む)								100	

(注) 荻窪高校は3部制

#### ● 今後の学校関係配布部数

5 小学校					4 中学校				1 高校
荻窪小	沓掛小	西田小	桃二小	天沼小	松溪中	神明中	宮前中	天沼中	荻窪高
680	634	604	613	660	396	311	394	317	661
3,191					1,418				661
5,270									

※委員の皆様には大変恐縮ですが、発行日の学校仕分け作業が1校追加となります。ご了承ください。

## 2021年度「わたしのおぎくぼ学校配布数」 小学校5校＋中学校4校＋荻窪高校(11月より追加予定)

《令和3年度小学校配布部数》(2021.7.01現在)

学校	学年	1組	2組	3組	4組	5組	小計	計
荻窪 小学校 (家庭数)	1年生	31	30	30	30	31	152	680
	2年生	28	30	29	28		115	
	3年生	22	25	24	26		97	
	4年生	25	21	28	20		94	
	5年生	25	30	22			77	
	6年生	15	24	17	19		75	
	教職員							
予備							20	

学校	学年	1組	2組	3組	4組	小計	計	
沓掛 小学校	1年生	29	27	28		84	634	
	2年生	34	34	34		102		
	3年生	28	28	28	27	111		
	4年生	30	29	30		89		
	5年生	30	30	30		90		
	6年生	33	32	33		98		
教職員							40	
予備							20	

学校	学年	1組	2組	3組	4組	小計	計	
西田 小学校 (家庭数) 5.30修正	1年生	29	28	27	28	112	604	
	2年生	33	32	32		97		
	3年生	27	26	22	24	99		
	4年生	20	22	21	23	86		
	5年生	18	19	22	23	82		
	6年生	22	19	22		63		
教職員							45	
予備							20	

学校	学年	1組	2組	3組	4組	小計	計	
桃井第二 小学校 6.01修正	ひまわり	25				25	613	
	1年生	29	30	29	30	118		
	2年生	27	28	27	27	109		
	3年生	30	30	29		89		
	4年生	33	33			66		
	5年生	31	31	32		94		
	6年生	24	23	25		72		
教職員							20	
予備							20	

学校	学年	1組	2組	3組	4組	5組	小計	計
天沼 小学校	こだま	12					12	660
	1年生	28	28	29	29	29	143	
	2年生	23	24	23	24		94	
	3年生	28	26	24	27		105	
	4年生	27	28	24			79	
	5年生	27	27	25			79	
	6年生	23	22	23			68	
教職員							60	
予備							20	

**小学校合計 3,191**

《令和3年度中学校配布部数》(2021.7.01現在)

学校	学年	A	B	C	D	小計	計
松溪 中学校	1年生	34	33	33	33	133	396
	2年生	36	36	36		108	
	3年生	37	36	36		109	
	教職員						
予備							10

学校	学年	A	B	C	D	小計	計
神明 中学校	1年生	28	28	28		84	311
	2年生	34	35	34		103	
	3年生	28	28	28		84	
	教職員						
予備							10

学校	学年	A	B	C	D	E	小計	計
宮前 中学校	1年生	34	34	34		6	108	394
	2年生	38	38	38		3	117	
	3年生	38	38	38		5	119	
	教職員						40	
予備							10	

※E:年度年齢別支援学級

学校	学年	A	B	C	D	小計	計
天沼 中学校	1年生	34	34	33		101	317
	2年生	35	37			72	
	3年生	34	35	35		104	
	教職員						
予備							10

**中学校合計 1,418**

《荻窪高校 No.354 令和3年11月配布より開始予定》

学校	学年	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	小計	計
荻窪高校 11月から	1年次	17	18	18	18	17	17	10	11	126	661
	2年次	30	30	30	28	29	29	16	16	208	
	3年次	30	27	25	22	26	28	10	9	177	
	4年次以上	7	3	5	13	8	1	7	6	50	
	教員+比	教職員(講師含む)									

(注) 荻窪高校は3部制

2021年度配布数

	11月～	9月迄	2020年度
小学校	3,191	3,191	3,251
中学校	1,418	1,418	1,350
高等学校	661	0	0
合計	5,270	4,609	4,601

## ホームページ SSL 化改修委託要件改修委託契約書

荻窪地域区民センター協議会（以下「甲」という。）は、株式会社ノーブルウェブ（以下「乙」という。）と、次のとおり、ホームページ SSL 化関連改修委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、乙に対し、ホームページ SSL 化関連改修業務を委託し、乙はこれを受託する。委託業務の詳細は、別紙「要件定義書」による記載のとおりとする。

### （委託業務の遂行方法）

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

### （仕様変更）

第3条 本契約締結日以降に、ホームページ改修について仕様変更がある場合は、本契約を基本とした上で、別途覚書を取り交わすことによって補完するものとする。このとき、締結の日時が最新のものを常に採用する。その際に、制作料金や納期に変更がある場合は、必ずその旨と覚書締結日を記載し、甲乙の署名捺印によって確定する。

### （データ格納先）

第4条 甲と乙は、ホームページのデータ格納先として、甲が指定するレンタルホスティング・サービスを利用することを確認する。同サービスの契約書や維持費用は甲の負担とする。

### （テキスト制作）

第5条 ホームページのコンテンツに使用する文章（以下、テキストという）は、甲と乙が協力の上、用意する。乙がテキスト作成のために甲に調査票を依頼する場合は、甲は速やかに調査票の回答に応じなければならない。

### （画像）

第6条 ホームページに使用する画像や動画について、乙が甲に撮影を依頼する場合は、甲は速やかに応じなければならない。また、乙が甲所有の画像等データの受け渡しを求めるときは、甲はこれに協力する。

### （テキストや画像の納期遅延）

第7条 乙が第5条及び第6条に基づいて、甲にテキストの調査票や画像等のデータの受け渡しを求めた際に、乙が指定した期日までに甲がこれらの納品をしない場合には、乙は甲が遅延した日数分だけホームページの納期を延長することができる。

(ホームページ改修)

- 第8条 1. 乙は甲との打ち合わせをもとに仕様を確定し、ホームページを改修する。
2. 甲は、第5条及び第6条の資料などのうち、著作権、肖像権、プライバシー権、商標権などの権利が存在するものに関しては、自己の費用と責任において、その利用について当該権利の許諾を得るものとする。  
これら資料をホームページに用いたことで、第三者より著作権侵害の指摘をうける場合は、乙はその責は負わない。
3. 甲は、本業務を実施するにあたって必要な資料を乙へ貸与する。乙は貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても複製をしてはならない。また、乙は貸与された資料を業務終了後すみやかに返却しなくてはならない。

(納品及び検収)

- 第9条 1. 乙は令和3年12月28日までに、甲に対し、ホームページのデータをCD-ROM等のデジタル記録媒体で提出、及び甲の指定するサーバーにアップロードすることで納品するものとする。
2. 甲は、ホームページの納品後30日以内に、ホームページと本仕様が一致するかについて検査するものとする。
3. 甲は、前項により納品されたホームページ(以下、「本件ホームページ」という。)に異議のない場合、乙が用意する承認書に速やかに記名捺印したものを2部作成し、1部を乙に交付するものとする。この交付をもって検収の終了とする。ただし、乙からの納品後30日を過ぎても甲が乙へ連絡しない場合は、甲は乙の作成したホームページを承認したものとみなし、乙は業務を終了することができる。

(検査不合格時の措置)

- 第10条 前条第2項の検査に不合格となった場合、乙は、乙自身の負担において、合理的期間内に、当該瑕疵を修正し本件ホームページを再度納品するものとする。なお、再度納品された本件ホームページの納品及び検収は前条の定めに従う。

(瑕疵担保責任)

- 第11条 1. 第9条の検査に合格した後であっても、本件ホームページに瑕疵が発見された場合、甲及び乙は、その原因について協議、調査を行うものとする。
2. 前項の協議、調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると確認できた場合、乙は、合理的期間内に、乙の費用負担において瑕疵を修正するものとする。この乙の責任は、瑕疵を特定した請求が検査合格後6ヶ月以内に甲から書面によってなされた場合の当該書面記載事項にかかる瑕疵に限るものとし、瑕疵が軽微であっても修正に過分の費用または、労力を要する場合は、その責任を負わないものとする。
3. 第1項の協議、調査の結果、当該瑕疵が次の各号によることが確認で

きた場合、または当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると確認できなかった場合、甲は乙に対し、甲の負担において、瑕疵を修正するよう求めることができる。その場合の受託の可否及び費用、納期、その他の契約条件については、別途協議するものとする。

- (1) 通常的环境もしくは方法を逸脱した本制作物の使用、または本仕様の定めにもとづかない本件ホームページの不適切な使用により生じた場合
- (2) 本件ホームページに含まれない第三者のソフトウェアまたはハードウェアと本件ホームページとを組み合わせることにより生じた場合
- (3) 甲の指示、設計もしくは図案などの資料による場合

#### (公開業務)

- 第12条 1. 乙は、第4条で取り決めたサーバー上に、本件ホームページのデータを転送し、本件ホームページを公開するものとする。
2. 乙は、甲に対し、前項のホームページの登録情報を書面に記録して交付するものとする。
3. 甲は、公開された本件ホームページを検証し、異議のない場合、所定の承認書に記名捺印し、検収するものとする。

#### (開発遅延)

- 第13条 乙の責により本件ホームページの納品が遅れた場合は、遅延日数に制作対価の5%を乗じた金額を値引き対応するものとする。ただし、甲が第5条、第6条で定める資料提示を遅延させた場合、または、その他の甲の責めに帰すべき事由によって、ホームページの納品が遅れた場合は、この限りではない。

#### (対価)

- 第14条 甲は、乙に対し、本契約の対価として以下のとおり支払うものとする。
1. 金額66,000円(税込)
  2. 支払いは第9条の検収が終了した日から、もしくは検収が終了したとみなされた日から30日以内に乙より指定された銀行口座に支払うものとする。
  3. 仕様の変更や諸事情により生じた追加費用は、検収終了後、もしくは検収が終了したとみなされる日から30日以内に現金で支払うものとする。

#### (中途解約)

- 第15条 ホームページの開発途中で、甲の都合により本契約を解除して制作を中止する場合は、乙がそれまでの開発に要した費用について乙は甲に請求できるものとする。

#### (更新業務)

第16条 甲が、本件ホームページのデータの更新・保守管理を乙に委託する場合は、別途その方法及び対価について協議し、別途契約を締結するものとする。

(検索エンジン対策)

第17条 乙は甲が希望するキーワードについて、本件ホームページの検索エンジン対策を考慮した設計をする。しかし、公開したホームページの検索エンジン対策については、継続的管理・運営が必須であり、本契約では検索エンジンの表示順位まで保証するものではないこととする。

甲が継続的な検索エンジン対策を希望する場合は、前項の更新業務とあわせて、乙が見積を提示したうえで別途契約を締結するものとする。

(権利侵害)

第18条 本件ホームページが、乙の責めに帰すべき事由により、第三者の肖像権、プライバシー権、名誉権、商標権その他の権利を侵害し、第三者よりクレーム等が発生した場合には、乙の費用と責任によって、処理するものとする。

(著作権)

第19条 本件ホームページに関する著作権のうち、出版、頒布、翻訳、複製等の財産権に関する権利は甲に帰属し、著作者人格権（公表権、氏名公表権、同一性保持権）は乙に帰属する。

乙はこの契約期間中に、本件ホームページの全部もしくは一部を第三者に転載または出版させる場合、また乙が本著作権を翻訳もしくは演劇やテレビ放送・他のホームページなどの第二次著作物に自ら使用し、もしくは他人をして使用させる場合には、甲の承諾を必要とする。

(機密保持)

第20条 乙及び乙の従業員は、委託業務を行うにあたり知りえた甲の機密を、本契約に定める目的以外に第三者に漏洩したり、自己利用してはならないものとする。これは本契約終了後も同様とし、甲乙が業務を廃止した後、乙の従業員は乙を退職した後も同様とする。

(個人情報保護)

第21条 甲が管理する顧客情報等の個人情報に関しては、個人情報保護法第20条及び同法第22条による個人情報の安全管理義務が、乙にも及ぶものであることを確認する。

乙は、委託業務を行うにあたり知り得た甲の管理する顧客情報等の個人情報に関しては、安全管理を徹底するとともに、個人情報等に関する事故が生じた場合の対策を事前に講じておかねばならない。万一、乙の責により個人情報漏洩等の事故が発生した場合には、甲はその損害の範囲に応じて乙に求償できるものとする。

(契約違反)

第22条 1. 甲または乙が本契約に違反した場合には期限の利益を失い、相手方は

違反者に対し催告の上、直ちに本契約を解除することができる。

2. 前項による本契約が解除された場合には、違反者は当該違反により生じた相手方の損害を賠償する義務を負う。

(不可抗力)

第23条 インターネット基盤のトラブル・天変地異・戦争・暴動・内乱・法令の改廃制定・公権力による命令処分・同盟罷業その他の争議行為により契約の全部もしくは一部の履行の遅延または引渡しの不能を生じた場合には、甲または乙はその責に任じない。この場合引渡し不能となった処分については消滅するものとする。

(協議)

第24条 本契約に定めのない事項及び本契約の規定の解釈について疑義が生じた場合には、甲と乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和3年10月〇日

甲 東京都杉並区荻窪二丁目34番20号  
荻窪地域区民センター協議会  
会長 茂木 愛一郎

乙 東京都杉並区高円寺北二丁目18番7号  
千恵ビル401  
株式会社ノーブルウェブ  
代表取締役社長 松原 伸禎





荻窪地域区民センター協議会  
ホームページ SSL 化改修委託要件定義書

- 1 契約件名：荻窪地域区民センター協議会ホームページ改修委託契約
  
- 2 契約の目的
  - (1) 荻窪地域区民センター協議会ホームページ全体の SSL 化を行うことにより、通信の安全を確保する。
  - (2) SSL 化後においても、従来と同様に、ホームページの内容を管理・展開する。
  
- 3 作業内容：荻窪地域区民センター協議会ホームページの SSL 化作業
  - (1) ファイルやデータベースのバックアップ。
  - (2) SSL サーバ証明書の取得及びレンタルサーバへの設定。
  - (3) WordPress の設定の変更。
  - (4) リダイレクト設定。
  
- 4 納期  
別に委託する協議会ホームページ講座申込フォーム関連改修委託契約の履行期日までに行う
  
- 5 法令遵守  
業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
  
- 6 守秘義務  
個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で使用しないこと。契約終了後も同様とする旨の守秘義務契約を別途取り交わすものとする。
  
- 7 権利関係  
本事業の成果物等に係る著作権等の一切の権利は、実施事業者が従前権利を有していたものを除き、原則協議会側に帰属する。また、成果物等は協議会側で加工および複製、二次利用できるものとする。

以 上



荻窪地域区民センター協議会ホームページ  
講座申込フォーム関連改修要件定義書

- 1 契約件名 : 荻窪地域区民センター協議会ホームページ改修委託契約
- 2 目的
  - ① メールによる講座申込  
現在広報部がホームページ上に掲載している講座情報に参加受付フォームを設置し、参加者を募集する。
  - ② 参加希望者の管理  
参加希望者の管理は事業企画部が担当する。セキュリティに留意しながら事業企画部が管理画面にログインし、参加希望者を把握できるようにする。
- 3 作業内容 : 荻窪地域区民センター協議会ホームページへの講座申込みフォームの制作およびサーバへの設置・納品作業
  - ① メールフォーム機能の設置
  - ② 参加希望者管理機能の設置
  - ③ Wordpress の権限調整  
広報部とは別に事業企画部にログイン情報を発行し、役割分担を行う
  - ④ 今後の運営に必要なマニュアルの提供
- 4 機能追加の方向性
  - ① Wordpress 内に講座申込フォームを設置する
    1. 【広報部】掲載する各講座の案内にフォーム設置機能
      - A) どの講座への申込かわかるように配慮する。
      - B) 講座によってフォームを設置するか選択できるようにする。
      - C) 定員に達する等の理由でフォームの掲載を取り下げられるようにする。
      - D) 参加希望者に対し、必要な内容を含む自動返信を行うようにする。
    2. 【事業企画部】参加希望者情報の管理機能
      - A) 参加希望者より申込みがあった場合は事業企画部担当者にメールで通知する
      - B) 事業企画部担当者が管理プログラムにログインし、申込者情報を把握できるようにする。

※セキュリティ観点上、広報部は管理者ページにはログインできないこととする。

C) 参加希望者は個別で識別できるようシリアルナンバーを付与し、当選番号として利用できるようにする

② サイト全体の SSL 化を確認する。

③ 納品後の保守管理

保守管理は行わず、納品後は都度見積もりにて対応するものとする

## 5 納品物

### 1. メールフォームの各プログラム

a. ContactForm7 (メールフォームプログラム)

b. ContactForm7 Serial Numbers (シリアルナンバー発行プログラム)

c. Flamingo (参加希望者管理プログラム)

d. User Role Editor (Wordpress ユーザーの権限管理プログラム)

e. reCAPTCHA (google のスパム投稿防止プログラム)

### 2. 操作マニュアル (広報部用、講座部用)

## 6 納期・納品場所

令和3年 月までに協議会が指定するサーバにアップロードすること。

## 7 実施にあたっての留意点

① リニューアル後は、協議会側でもホームページ更新を実施できるよう十分な引き継ぎ、操作法のレクチャーを行うこと。

② 改修にあたっては、原則として既存の URL 及びドメインを活用の上、既存のシステムと同等の稼働条件を維持し、セキュリティの確保や既存データの移行作業など付随する作業はすべて行うこと。さらに、専門知識や技術を持たない担当者でも基本的操作ができる仕組みとすること。

③ 改修に必要な情報や写真等のコンテンツは基本的に協議会側から提供するが、アイコンやページのデザイン、レイアウト等については業者から案を提示すること。その際、ユーザビリティやウェブアクセシビリティに配慮すること。

④ スケジュールを作成し、すべての作業において協議会側と協議、了解を得た上で作業を進めること。特に、団体の性質上、情報収集には時間がかかる場合があるため、余裕を持ってスケジュールを組むこと。

⑤ 専任の担当者を配置し、打ち合わせ等に担当者を出席させること。また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制を取ること。

## 9 法令遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

## 10 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で使用しないこと。契約終了後も同様とする旨の守秘義務契約を別途取り交わすものとする。

## 11 権利関係

本事業の成果物等に係る著作権等の一切の権利は、実施事業者が従前権利を有していたものを除き、原則協議会側に帰属する。また、成果物等は協議会側で加工および複製、二次利用できるものとする。

以上



## ホームページ講座申込みフォーム関連改修委託契約書

荻窪地域区民センター協議会（以下「甲」という。）は、株式会社ノーブルウェブ（以下「乙」という。）と、次のとおり、ホームページ講座申込みフォーム関連改修委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、乙に対し、ホームページ講座申込みフォーム関連改修業務を委託し、乙はこれを受託する。委託業務の詳細は、別紙「要件定義書」による記載のとおりとする。

### （委託業務の遂行方法）

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

### （仕様変更）

第3条 本契約締結日以降に、ホームページ改修について仕様変更がある場合は、本契約を基本とした上で、別途覚書を取り交わすことによって補完するものとする。このとき、締結の日時が最新のものを常に採用する。その際に、制作料金や納期に変更がある場合は、必ずその旨と覚書締結日を記載し、甲乙の署名捺印によって確定する。

### （データ格納先）

第4条 甲と乙は、ホームページのデータ格納先として、甲が指定するレンタルホスティング・サービスを利用することを確認する。同サービスの契約書や維持費用は甲の負担とする。

### （テキスト制作）

第5条 ホームページのコンテンツに使用する文章（以下、テキストという）は、甲と乙が協力の上、用意する。乙がテキスト作成のために甲に調査票を依頼する場合は、甲は速やかに調査票の回答に応じなければならない。

### （画像）

第6条 ホームページに使用する画像や動画について、乙が甲に撮影を依頼する場合は、甲は速やかに応じなければならない。また、乙が甲所有の画像等データの受け渡しを求めるときは、甲はこれに協力する。

### （テキストや画像の納期遅延）

第7条 乙が第5条及び第6条に基づいて、甲にテキストの調査票や画像等のデータの受け渡しを求めた際に、乙が指定した期日までに甲がこれらの納品をしない場合には、乙は甲が遅延した日数分だけホームページの納期を延長すること

ができる。

(ホームページ改修)

- 第8条 1. 乙は甲との打ち合わせをもとに仕様を確定し、ホームページを改修する。
2. 甲は、第5条及び第6条の資料などのうち、著作権、肖像権、プライバシー権、商標権などの権利が存在するものに関しては、自己の費用と責任において、その利用について当該権利の許諾を得るものとする。  
これら資料をホームページに用いたことで、第三者より著作権侵害の指摘をうける場合は、乙はその責は負わない。
3. 甲は、本業務を実施するにあたって必要な資料を乙へ貸与する。乙は貸与された資料の取扱いを及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても複製をしてはならない。また、乙は貸与された資料を業務終了後すみやかに返却しなくてはならない。

(納品及び検収)

- 第9条 1. 乙は令和3年12月28日までに、甲に対し、ホームページのデータをCD-ROM等のデジタル記録媒体で提出、及び甲の指定するサーバーにアップロードすることで納品するものとする。
2. 甲は、ホームページの納品後30日以内に、ホームページと本仕様が一致するかについて検査するものとする。
3. 甲は、前項により納品されたホームページ（以下、「本件ホームページ」という。）に異議のない場合、乙が用意する承認書に速やかに記名捺印したものを2部作成し、1部を乙に交付するものとする。この交付をもって検収の終了とする。ただし、乙からの納品後30日を過ぎても甲が乙へ連絡しない場合は、甲は乙の作成したホームページを承認したものとみなし、乙は業務を終了することができる。

(検査不合格時の措置)

- 第10条 前条第2項の検査に不合格となった場合、乙は、乙自身の負担において、合理的期間内に、当該瑕疵を修正し本件ホームページを再度納品するものとする。なお、再度納品された本件ホームページの納品及び検収は前条の定めに従う。

(瑕疵担保責任)

- 第11条 1. 第9条の検査に合格した後であっても、本件ホームページに瑕疵が発見された場合、甲及び乙は、その原因について協議、調査を行うものとする。
2. 前項の協議、調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると確認できた場合、乙は、合理的期間内に、乙の費用負担において瑕疵を修正するものとする。この乙の責任は、瑕疵を特定した請求が検査合格後6ヶ月以内に甲から書面によってなされた場合の当該書面記載事項にかかる瑕疵に限るものとし、瑕疵が軽微であっても修正に過分の費用



または、労力を要する場合は、その責任を負わないものとする。

3. 第1項の協議、調査の結果、当該瑕疵が次の各号によることが確認できた場合、または当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると確認できなかった場合、甲は乙に対し、甲の負担において、瑕疵を修正するよう求めることができる。その場合の受託の可否及び費用、納期、その他の契約条件については、別途協議するものとする。

- (1) 通常的环境もしくは方法を逸脱した本制作物の使用、または本仕様の定めにもとづかない本件ホームページの不適切な使用により生じた場合
- (2) 本件ホームページに含まれない第三者のソフトウェアまたはハードウェアと本件ホームページとを組み合わせることにより生じた場合
- (3) 甲の指示、設計もしくは図案などの資料による場合

#### (公開業務)

- 第12条 1. 乙は、第4条で取り決めしたサーバー上に、本件ホームページのデータを転送し、本件ホームページを公開するものとする。
2. 乙は、甲に対し、前項のホームページの登録情報を書面に記録して交付するものとする。
3. 甲は、公開された本件ホームページを検証し、異議のない場合、所定の承認書に記名捺印し、検収するものとする。

#### (開発遅延)

- 第13条 乙の責により本件ホームページの納品が遅れた場合は、遅延日数に制作対価の5%を乗じた金額を値引き対応するものとする。ただし、甲が第5条、第6条で定める資料提示を遅延させた場合、または、その他の甲の責めに帰すべき事由によって、ホームページの納品が遅れた場合は、この限りではない。

#### (対価)

- 第14条 甲は、乙に対し、本契約の対価として以下のとおり支払うものとする。
1. 金額99,000円(税別)
  2. 支払いは第9条の検収が終了した日から、もしくは検収が終了したとみなされた日から30日以内に乙より指定された銀行口座に支払うものとする。
  3. 仕様の変更や諸事情により生じた追加費用は、検収終了後、もしくは検収が終了したとみなされる日から30日以内に現金で支払うものとする。

#### (中途解約)

- 第15条 ホームページの開発途中に、甲の都合により本契約を解除して制作を中止する場合は、乙がそれまでの開発に要した費用について乙は甲に請求できるものとする。

(更新業務)

第16条 甲が、本件ホームページのデータの更新・保守管理を乙に委託する場合は、別途その方法及び対価について協議し、別途契約を締結するものとする。

(検索エンジン対策)

第17条 乙は甲が希望するキーワードについて、本件ホームページの検索エンジン対策を考慮した設計をする。しかし、公開したホームページの検索エンジン対策については、継続的管理・運営が必須であり、本契約では検索エンジンの表示順位まで保証するものではないこととする。

甲が継続的な検索エンジン対策を希望する場合は、前項の更新業務とあわせて、乙が見積を提示したうえで別途契約を締結するものとする。

(権利侵害)

第18条 本件ホームページが、乙の責めに帰すべき事由により、第三者の肖像権、プライバシー権、名誉権、商標権その他の権利を侵害し、第三者よりクレーム等が発生した場合には、乙の費用と責任によって、処理するものとする。

(著作権)

第19条 本件ホームページに関する著作権のうち、出版、頒布、翻訳、複製等の財産権に関する権利は甲に帰属し、著作者人格権（公表権、氏名公表権、同一性保持権）は乙に帰属する。

乙はこの契約期間中に、本件ホームページの全部もしくは一部を第三者に転載または出版させる場合、また乙が本著作権を翻訳もしくは演劇やテレビ放送・他のホームページなどの二次著作物に自ら使用し、もしくは他人をして使用させる場合には、甲の承諾を必要とする。

(機密保持)

第20条 乙及び乙の従業員は、委託業務を行うにあたり知りえた甲の機密を、本契約に定める目的以外に第三者に漏洩したり、自己利用してはならないものとする。これは本契約終了後も同様とし、甲乙が業務を廃止した後、乙の従業員は乙を退職した後も同様とする。

(個人情報保護)

第21条 甲が管理する顧客情報等の個人情報に関しては、個人情報保護法第20条及び同法第22条による個人情報の安全管理義務が、乙にも及ぶものであることを確認する。

乙は、委託業務を行うにあたり知り得た甲の管理する顧客情報等の個人情報に関しては、安全管理を徹底するとともに、個人情報等に関する事故が生じた場合の対策を事前に講じておかねばならない。万一、乙の責により個人情報漏洩等の事故が発生した場合には、甲はその損害の範囲に応じて乙に求償できるものとする。

(契約違反)

- 第22条 1. 甲または乙が本契約に違反した場合には期限の利益を失い、相手方は違反者に対し催告の上、直ちに本契約を解除することができる。
2. 前項による本契約が解除された場合には、違反者は当該違反により生じた相手方の損害を賠償する義務を負う。

(不可抗力)

- 第23条 インターネット基盤のトラブル・天変地異・戦争・暴動・内乱・法令の改廃制定・公権力による命令処分・同盟罷業その他の争議行為により契約の全部もしくは一部の履行の遅延または引渡しの不能を生じた場合には、甲または乙はその責に任じない。この場合引渡し不能となった処分については消滅するものとする。

(協議)

- 第24条 本契約に定めのない事項及び本契約の規定の解釈について疑義が生じた場合には、甲と乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和3年◎月○日

甲 東京都杉並区荻窪二丁目34番20号  
荻窪地域区民センター協議会  
会長 茂木 愛一郎

乙 東京都杉並区高円寺北二丁目18番7号  
千恵ビル401  
株式会社ノーブルウェブ  
代表取締役社長 松原 伸禎

